

2009年11月30日

株式会社FORTRESS, JAPAN

代表取締役 山渡 雄二郎 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰徳

<連絡先>

〒540-0033

大阪府中央区石町1-1-1

天満橋千代田ビル2号館2階

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

事務局 (担当 西島)

TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730

メール info@kc-s.or.jp

ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

違約金請求書

当団体は、消費者契約法13条に基づき内閣総理大臣より認定を受けた適格消費者団体です。

当団体は、貴社に対して提起した消費者契約法12条3項に基づく差止請求訴訟（大阪地方裁判所平成20年（ワ）第11044号事件）において、2009年3月4日、貴社との間に、（1）不当勧誘行為の事実確認、（2）不当勧誘行為の停止、（3）消費者からの取消要求への応諾・受領代金返還、（4）消費者からの解約等の申出への誠実な対応、（5）不当勧誘行為を行った場合の違約金支払、（6）従業員への周知徹底、研修指導、（7）周知徹底措置の実行状況の報告、（8）消費者が和解内容についての正確な情報にアクセスすることを確保すること等を内容とする訴訟上の和解をしました（以下、「本件和解」といいます。）。

しかるに、その後も、貴社従業員が、消費者に対して、英会話教室の受講契約締結の勧誘に際し、①営業所からの退去妨害、②「いつでも好きなときに受講できる」等の不実告知、③レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表される等の不利益事実を告げないまま、「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などの消費者にとって利益を告げる行為、④消費者に対し、不招請かつ執拗な電話勧誘や事業所での長時間勧誘など、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘する行為、⑤消費者に対し、「この場で決断しなさい。」などの威迫的な文言を用いたり、人格的非難にわたるような文言を

用いるなどして困惑させる行為，⑥契約の締結に関する判断力が不足している消費者に対する，その判断力の不足に乗じた勧誘行為，⑦その財産の状況に照らして契約を締結させることが不適當な消費者に対する勧誘行為を数多く行っていることが判明しました。

これは，本件和解条項第2項の違反にあたるものであり，貴社が，誠実に本件和解条項にしたがわなかったことは極めて残念です。貴社に対しては，今後，本件和解で定められた内容を遵守し，このような不適當な勧誘行為を行わないことを，強く求めます。

また，貴社に対しては，本件和解条項に違反する下記1ないし3記載の各消費者への勧誘行為について，本件和解条項第5項に基づき，当団体に違約金を支払うよう求めます。

なお，当団体への違約金は，本書面が貴社に到達した日から7日間を経過する日限り，下記4記載の口座に振り込む方法にて支払って下さい。

なお，万一期日までに支払いがない場合は，法的な執行手続きをとらせていただきます。

記

1 消費者 A 氏

(1) 受講契約 平成21年3月19日

(2) 貴社従業員の勧誘行為

貴社従業員Z氏は，平成21年3月18日，英会話教室の受講契約の勧誘に際し，A氏に対し，「好きなだけ授業を受けられる。」「ほかの英会話学校よりも安い。」などと申し述べた。

さらに，Z氏は，貴社営業所において，契約するかどうかを決めかねて「親に相談したい。」と述べるなどして退去を申し出たA氏に対し，「いや，これは親には相談せずに，自分で決めてほしい。自分の稼いだお金で払うのだから。」と述べ，「いったん帰らせてください。」と述べるなどして退去を申し出たA氏に対し，「いや，決断力を見せる意味でもこの場で決めよう。今するか，一生しないのかのどちらかだ。」といて，退去をさせず，その場で契約締結を約束させた。

これらの行為は，本件和解条項第2項①，②及び③の勧誘行為に該当する。

2 消費者 B 氏

(1) 受講契約 なし

(2) 貴社従業員の勧誘行為

貴社従業員Y氏は，平成21年9月2日，英会話教室の受講契約の勧誘に際し，貴社営業所において，B氏に対し，翌日も営業所に来るように告げて引き続き勧誘を続けようとし，B氏がこれを断ったところ，Y氏は「Bくんみたいに，のんびりした態度では社会では通用しないよ。」などと申し述べ，さらに，「もう十分話は聞けました。」などとして退去を申し出たB氏に対して，約30分にわたり勧誘を続けて，翌日営業所に来る約束をさせた。

さらに、Y氏の上司にあたる貴社従業員の男性は、平成21年9月3日、カリキュラムが学校側で決められている、ということなどの説明をしないまま、「自分の好きな時間に来て、自分でスケジュールを立てることができる。」とあって、自由に受講できるということを強調した。

また、同従業員は、契約締結を断ったB氏に対し、「俺は、大学のためにバイトを3つしてて、サークルもしてて、バンドもしてた。それに比べて、君なんかバイトだけで、へなちょこだ。」などと述べ、さらに、「今のままだったら、君は社会人になっても通用しないよ。」「君は、自分を守っているだけだ。」などとして退去をさせず、さらに約20分～30分にわたり勧誘を継続した。

これらの行為は、本件和解条項第2項①、②及び③の勧誘行為に該当する。

3 消費者 C 氏

(1) 受講契約 平成21年5月25日

(2) 貴社従業員の勧誘行為

貴社従業員は、平成21年5月25日、英会話教室の受講契約の勧誘に際し、C氏に対して、レッスンの開講日や時間があらかじめコースによって定まっていたり、後でいうように、実際は予約がなかなか思うようにとれないこと等を告げないまま、「レッスンは予約制だけど、好きなときに、無制限に受講できる。」などと説明した。

また、貴社従業員は、「無理です。」などとして契約勧誘を断ったC氏に対し、「アルバイトして稼いでいるから、楽勝でしょ。」などと述べ、また、「家に帰って冷静になってから考えたい。」と伝えるなどして退去を申し出たC氏に対し、「ここで決めないと後悔する。」「すぐに判断することが必要。」と述べるなどして、その場で契約を締結させた。

これらの行為は、本件和解条項第2項①、②及び③の勧誘行為に該当する。

4 当団体への違約金

上記1ないし3記載の消費者一人につき各50万円 計 150万円

(振込口座の表示)

※※※※銀行 普通預金口座 店番号※※ ※※※支店 口座番号※※※※※※※※

名義 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳 違約金受領口座

以上